

国保財政大ピンチ！

～伸び悩む税込・増える医療費～

皆保険制度を採用する日本において、国民健康保険はみなさんの健康を守る大切な医療制度です。しかし、医療技術の進歩や高齢者人口の増加、離職等の要因による加入者が増加し、医療費負担が比例的に増加し、国保財政は大変な危機を迎えています。

今回は、この危機を乗り越えるために、現在の国保の状況、打開策などについて考えてみたいと思います。

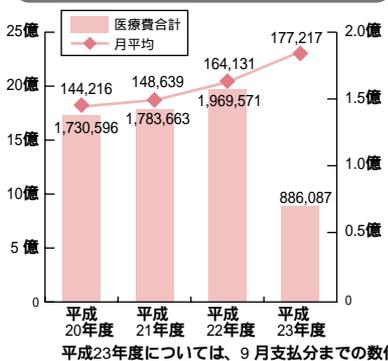
安心受診を支える国民健康保険

国民健康保険（国保）は、加入者相互による助け合いの制度です。医療機関にかかる際には、医療費の一部（原則3割）を加入者が負担し、残り（7割）を町（国保会計）が医療機関へ支払う仕組みとなっています。さらに、自己負担額が一定額を超えた場合にも、国保会計が超えた分を支払う仕組みとなっているため、加入するみなさんが安心して医療機関を受診できるのです。

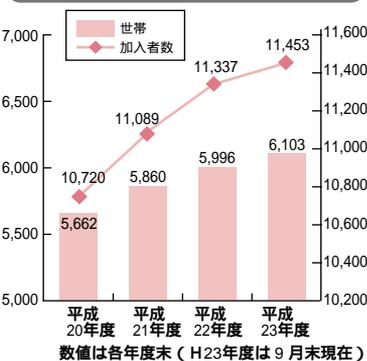
医療費が年々上昇

町の人口は43,075人（11月1日現在）と、この10年間で11,000人ほど増加しており、全国的に見ても非常に高い増加率を誇っています。それに比例し、昨今の

年度別医療費推移（単位：千円）



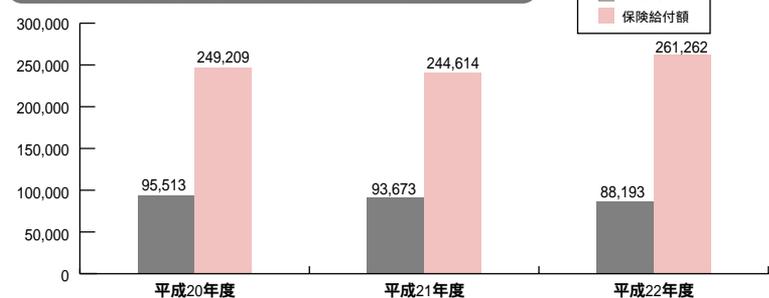
国民健康保険加入者推移



経済状況の悪化や、高齢化に伴う人口に占める65歳以上の方の率も増加していることから、町国保に加入される方の割合が増加しています。（グラフ参照）

そのため、医療費も年々増加し、特に22年度は前年に比べ10%以上の高い伸びを示しています。グラフは年度ごと

1人当たり保険税負担額および保険給付額（単位：円）



安心安全を支えるために

～国保財政の仕組み～

国保は医療保険という特定事業の経費として、町の一般会計から独立した特別会計で運営しています。伊奈町における歳出の主なものは、医療機関に支払う医療費や自己負担額を超えた場合の高額療養費、はりきゅう、マッサージなどの療養費などの保険給付費で、全体経費の約3分の2を占めています。そのほか、後期高齢者医療制度や介護保険制度を支えるための拠出金、高額医療費が多額となった時のための拠出金、特定健康診査や人間ドック補助事業などの保健事業費などが法で決められた支出があります。

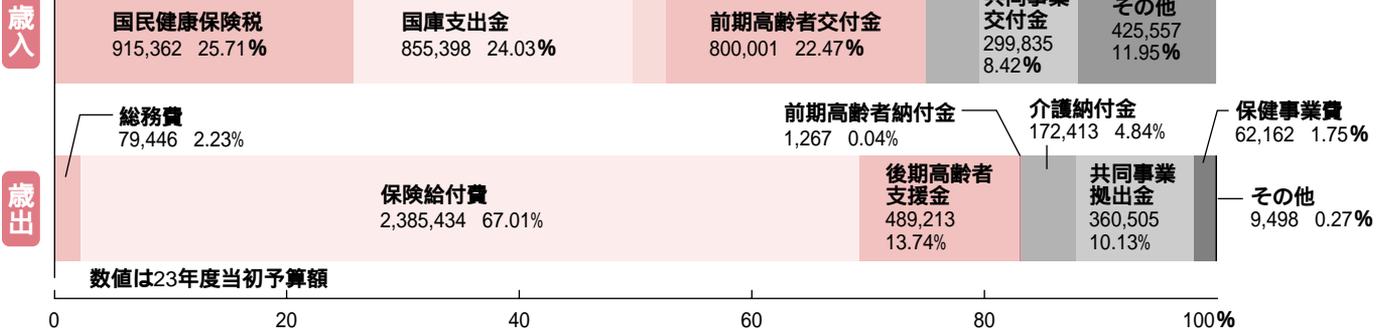
こうした経費を支えるための財源の中で、大きなウエイ

トを占めているのが、加入者が納付する国民健康保険税で、全体の約25%を占めています。また、国や県の支出金も貴重な財源となっているほか、最近では前期高齢者（65歳～74歳）の医療費を各保険者間で負担するための前期高齢者交付金の額の比率も、該当世代の増加により大きくなっているところがあります。

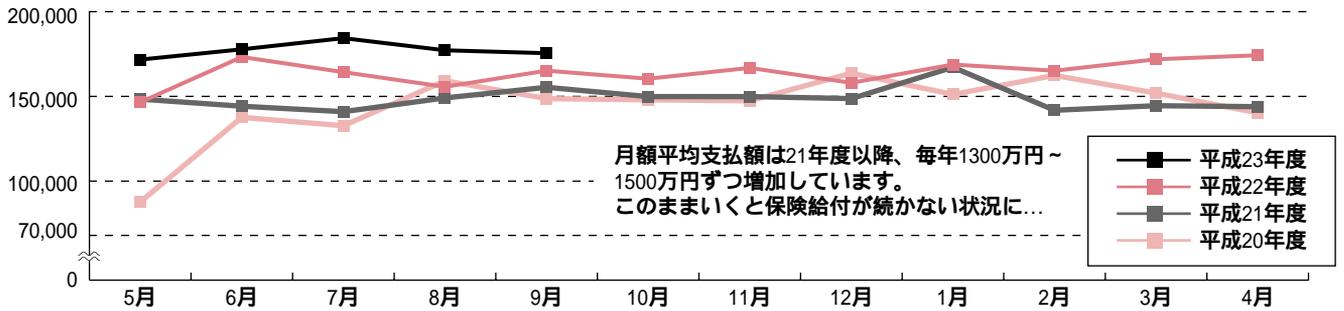
本来であれば、これらの歳入の中で歳出をまかなっていくのが望ましい姿なのですが、医療費の増加に歳入が追い付かず、一般会計から繰り入れられている（法定分を除く）のが実情です。ただし、一般会計も財政的には厳しく、多くの繰り入れは今後望めない状況です。

伊奈町の収支を単年度収支で考えますと、平成19・21年ではかろうじて黒字を計上しましたが、平成18・20・22年では赤字を計上しました。今年度も医療費の伸びが大きいので、黒字を計上することは難しく、保険給付費の不足を補うための基金も使い切ってしまった状態です。このままの状況が続くと、さまざまな経費の削減はもろろんのごとく、保険税の引き上げが必要な状況になってしまいます。

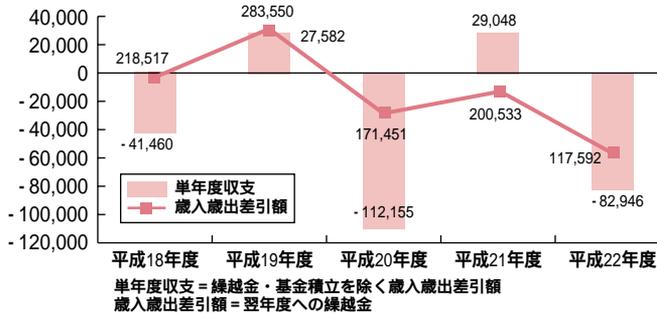
国保財政イメージ (単位:千円)



医療費月別支出状況 (単位:千円)



単年度収支の状況 (単位:千円)



基金残高の状況 (単位:千円)



国保を守るために一人ひとりの協力が不可欠

これらを踏まえ、町では適正な予算の執行に今まで以上に努力することはもちろんのこと、みなさんのご協力がなければ、国保の制度が今後成り立たなくなると考えています。

加入者のみなさんには、特に次の点にご理解とご協力をお願いいたします。

税の納め忘れ防止のために便利な口座振替をご利用しましょう
健康管理に努め、特定健診、各種がん検診などを受診し、病気予防に努めましょう
後発医薬品(ジェネリック医薬品)の利用も医療費削減に効果があります
かかりつけ医、かかりつけ薬局をもちましょう
同じ病気での医療機関のかけもち、重複受診は避けましょう
薬は用量・用法を理解し、正しく使いましょう

国保税の期限内納付にご協力ください

保険税は、町国保財政を支える大切な屋台骨です。表は町国保税の状況を示しています。特に未納が増えたと、医療費の給付に支障が出るばかりでなく、その不足分を補うために税を引き上げなければなりません。口座振替を利用することで、期限内に納付していただくことができます。手続きは簡単ですので、どうぞご利用ください。

また、特別な事情があり国保税の納付が困難な場合は、ご相談ください。



むすびに

国民健康保険は、いずれは必ず加入する医療保険で、みんなで保険税を負担しあい、みんなで支えあう「相互扶助の精神」に基づく制度です。安心した制度を運営していくためにもみなさんのご協力を何とぞお願い申し上げます。